

＜設計・調査業務等委託契約書標準書式穴埋め部分記入要領＞

○第4条（契約の保証）

この契約に要する保証については、第4条の A に定めるところによるものとし、第4条の B 及び第4条の C の規定は適用しない。

	A	B
契約保証が必要な契約	2	3
契約保証が必要でない契約	3	2

○第8条の2（意匠の実施の承諾等）

この契約による意匠の実施については、第8条の A に定めるところによるものとし、第8条の B の規定は適用しない。

意匠権帰属型と意匠権譲渡型（象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の構造物が設計されることを確実に回避する必要がある場合の契約）の2つがある。両者の選択は、原則として意匠権帰属型（第8条の3）を選択することとする。

	A	B
意匠権帰属型（原則）	3	4
意匠権譲渡型（例外）	4	3

○第35条（前金払）

この契約による請負代金額の前金払については、第35条の A、第 B 条及び第 C 条に定めるものとし、第35条の D、第 E 条及び第 F 条の規定は適用しない。

	A	B	C	D	E	F
前金払のみ	2	36	37	3	-	-
前金払なし	3	-	-	2	36	37